

平成 16 年 1 月 16 日
株式会社新生銀行

委員会等設置会社への移行について

当行は本日、平成 15 年 4 月施行の改正商法により導入が可能となりました「委員会等設置会社」への移行を決定いたしました。今後必要となる諸手続の整備などを進め、本年 6 月に予定されている定時株主総会終了時をもって実際に移行することになります。

これにより、経営執行・意思決定を一層迅速にするとともに、経営の透明性をさらに高めることができることとなります。

当行は、平成 12 年 3 月の新銀行発足当初から、国内・国外での豊かな経験を有する金融や経済の専門家が社外取締役就任し、また経営組織においても任意の委員会として、取締役会に付属する人事委員会、取締役会・監査役会の両方に付属する監査委員会を設置するなど、実効性の高い独自のコーポレートガバナンス体制を敷いてまいりました。

今般決定した「委員会等設置会社」への移行後は、法令に従い、業務執行を実際に行う「執行役」と業務執行を監視・監督する「取締役」を明確に分離し、従来取締役会の決定事項であった業務執行権限の一部を執行役に委譲することで、迅速な意思決定による機動的な業務執行を可能にする一方、取締役会は経営の根幹に関する重要事項の決定と経営の監督に特化いたします。また、取締役会の内部機関として社外取締役が過半数を占める「監査委員会」「指名委員会」「報酬委員会」の 3 委員会を設置し、それぞれが機能することで実効性のある経営監督体制とします。

当行は、この新しい枠組みに移行することでコーポレートガバナンスの一層の強化を図り、より効率的かつ透明性の高い経営を目指してまいります。

以 上